

資 料

(消費税の国際比較)

イギリス 付加価値税改革の変遷

〔サッチャー政権〕

1979年～1990年

- 1980年
 - ・「所得課税から消費課税へ」
 - 税率引き上げ【+20億ポンド】
 - 標準税率 8%及び割増税率 12.5%→標準税率 15%に一本化

〔メージャー政権〕

1990年～1997年

- 1991年
 - ・「人头税の軽減に伴う地方歳入不足の補填」
 - 標準税率の引き上げ 15%→17.5% 【+39億ポンド】

(参考)
 ○1992年「EC指令」改正による
 最低税率の設定等

- 標準税率 15%以上
- 軽減税率 5%以上
- 複数税率制の簡素化

- 1994年
 - ・「財政赤字削減」
 - ゼロ税率適用の見直し
 - (家庭用燃料及び電力に対する税率 ゼロ税率 → 軽減税率 8%) の引き上げ

〔ブレア政権〕

1997年～2007年

- 1999年
 - 軽減税率の引き下げ
 - (家庭用燃料及び電力に対する税率 軽減税率 8%→ 5%)

〔ブラウン政権〕

2007年～

- 2008年
 - ・「名目物価の引き下げによる家計支援」
 - 2009年12月末までの13ヶ月間の時限措置として、標準税率を15%に引き下げ【▲124億ポンド】
- 2010年
 - 標準税率の引き戻し 15%→17.5%

(注) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、英国財務省が各年バジェット・レポート等で公表している改正初年度の実質ベースのものを記載している。

ドイツ 付加価値税改革の変遷

〔コール政権〕

1982年～1998年

- 1983年
 - ・「経済活性化のための措置に対する財源」
 - 税率引き上げ【+ 40.9 億ユーロ】
 - 標準税率 13% →14%
 - 軽減税率 6.5% → 7%

- 1993年
 - ・「直間比率の是正及び EC 指令への適合」
 - 標準税率の引き上げ 14%→15% 【+ 62.1 億ユーロ】

〔シュレーダー政権〕

1998年～2005年

- 1998年
 - ・「年金保険料据え置きのための財源確保」
 - 標準税率の引き上げ 15%→16% 【+ 57.8 億ユーロ】

〔メルケル政権〕

2005年～

- 2007年
 - ・「失業保険料引き下げの財源及び財政健全化」
 - 標準税率の引き上げ 16%→19% 【+ 229.5 億ユーロ】
- 2010年
 - 宿泊サービスに係る適用税率の変更(標準税率 19%→軽減税率 7%)

(参考)

- 1992年「EC 指令」改正による最低税率の設定等
 - 標準税率 15%以上
 - 軽減税率 5%以上
 - 複数税率制の簡素化

(注1) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、独連邦財務省が各年財政報告書 (Finanzbericht) で公表している発生ベース (改正の効果が十分に現れる最初の 12 ヶ月間) のものを原則記載している。

(注2) 1 ユーロ=1.95583 マルクで換算。

フランス 付加価値税改革の変遷

〔ミッテラン政権〕

1981年～1995年

- 1982年
 - 財政赤字削減のための標準税率の引き上げ 17.6%→18.6%
 - 社会的公正の確保のために、超軽減税率(5.5%)を新たに設定し、食料品に対して適用 7%(軽減税率)→5.5%

○1986年

- 超軽減税率(2.1%)を新たに設定し、新聞等に対し適用 7%(軽減税率)→2.1%

○1987～1992年

- ・「EU域内の付加価値税制度の調和」
- 自動車等に係る税率の引き下げ 33 1/3%(割増税率)→28% (1988年)
- 割増税率の段階的引き下げ(1989年～1991年)・廃止(1992年)
33 1/3%→28%→25%→22%→廃止(標準税率 18.6%に一本化)
- 軽減税率(7%)を引き下げ、超軽減税率(5.5%)と一本化(1989年)

〔シラク政権〕

1995年～2007年

○1995年

- ・「雇用対策の財源確保及び財政赤字削減のための税率引き上げ」
- 標準税率の時的引き上げ 18.6%→20.6% 【+ 86.6億ユーロ】

○2000年

- ・「税収増を受けた税率の引き下げ」
- 標準税率の引き下げ 20.6%→19.6% 【▲47.3億ユーロ】

〔サルコジ政権〕

2007年～

○2009年

- ・「雇用の創出及び観光業振興のための外食サービスへの軽減税率適用」
- 外食サービスに係る適用税率の変更
19.6%(標準税率)→ 5.5%(軽減税率)

(参考)

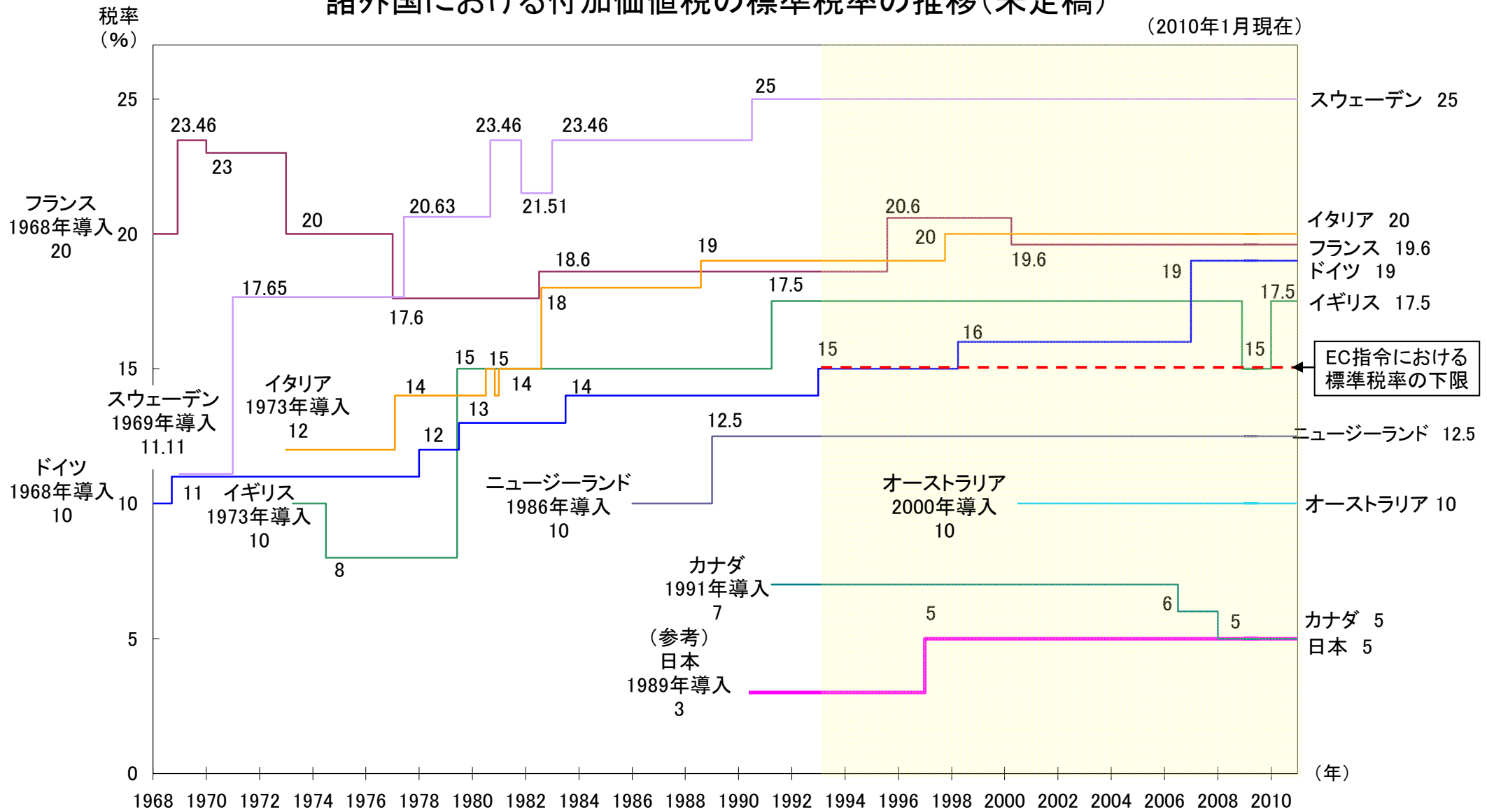
- 1992年「EC指令」改正による最低税率の設定等
 - 標準税率 15%以上
 - 軽減税率 5%以上
 - 複数税率制の簡素化

(注 1) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、改正時の予算法案で公表されているものを記載している。

(注 2) 1ユーロ=6.55957フランで換算。

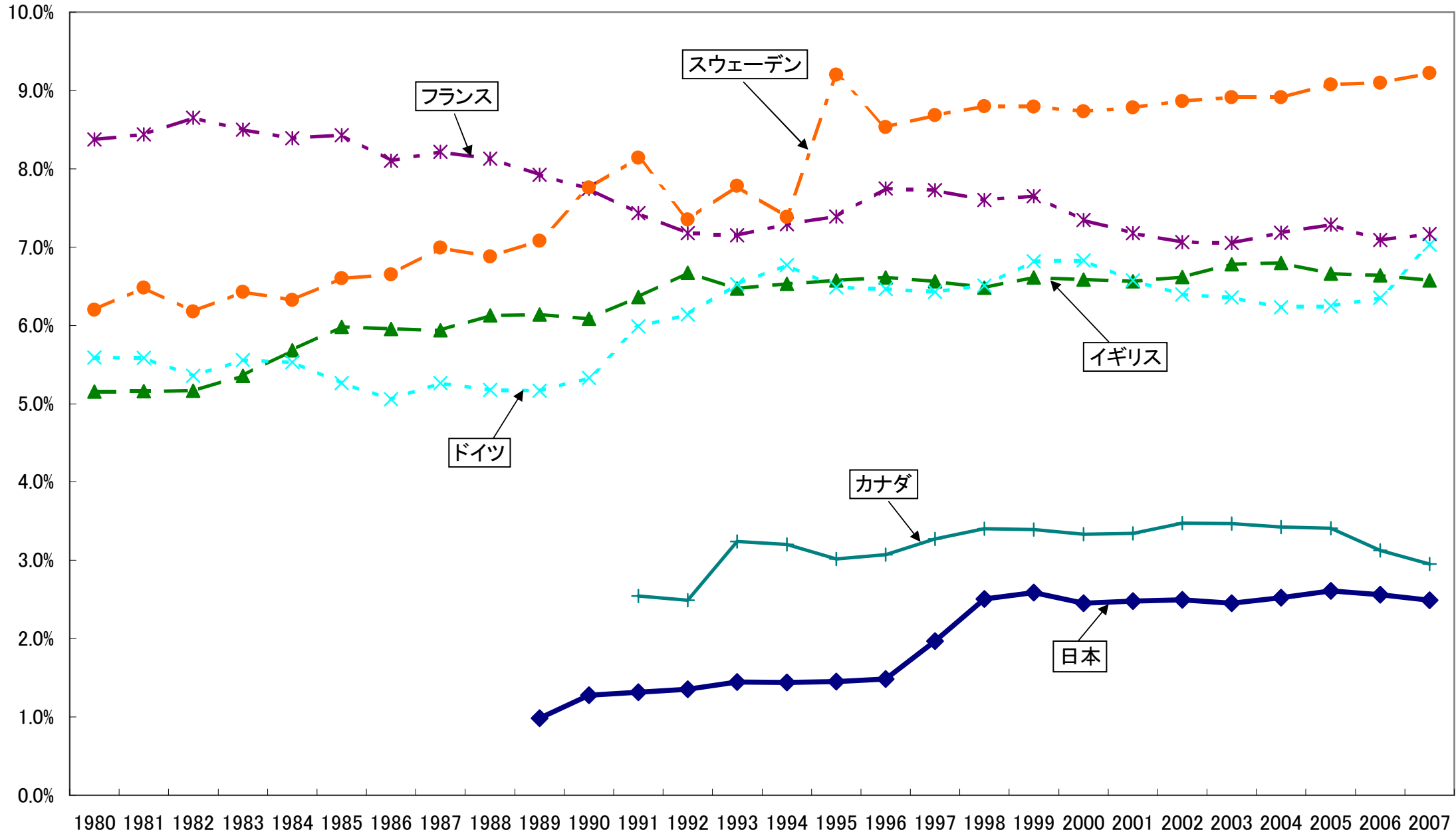
諸外国における付加価値税の標準税率の推移(未定稿)

(2010年1月現在)



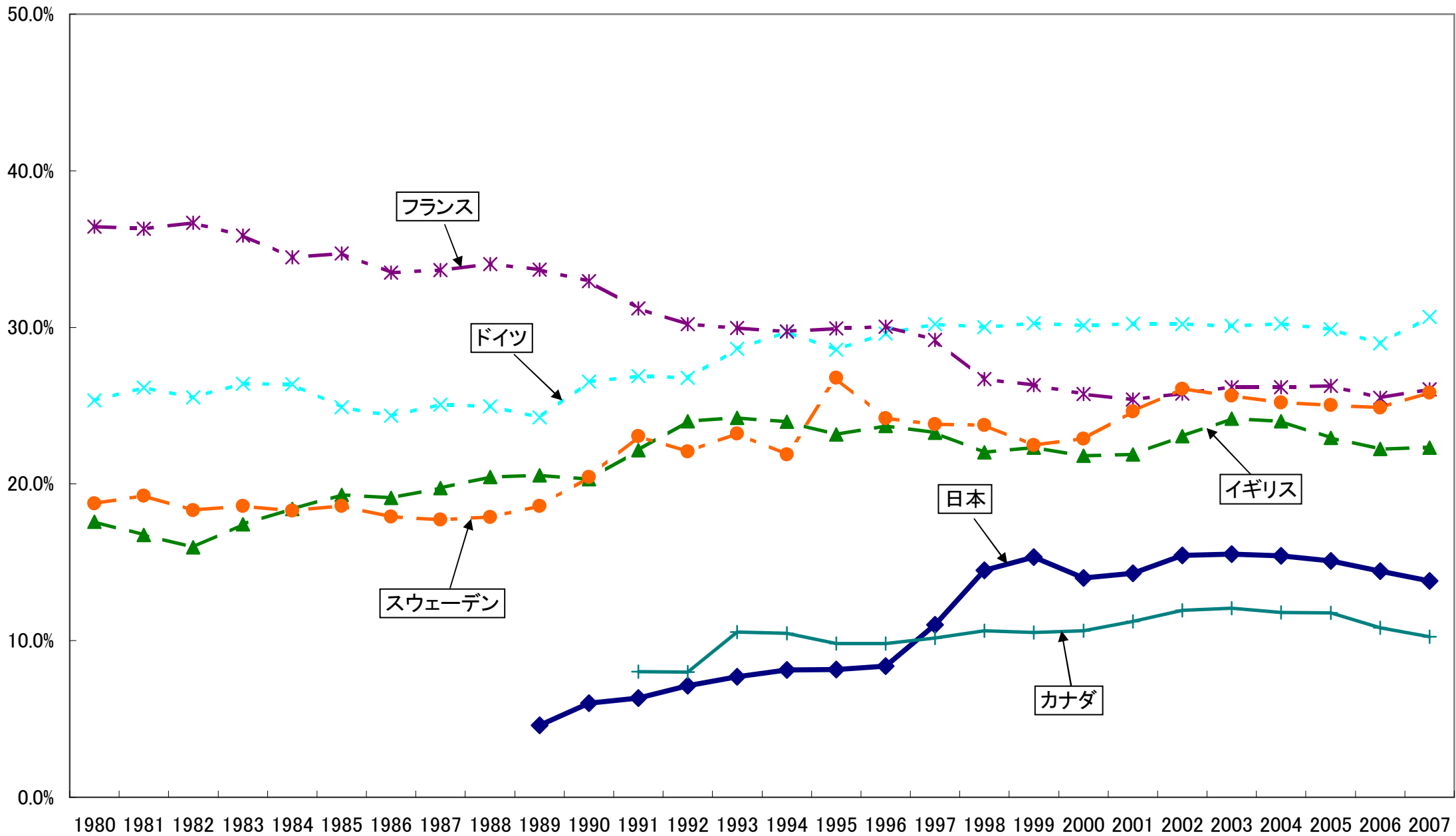
(注) EUIにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。

主要国における付加価値税の税収の推移(対GDP比)



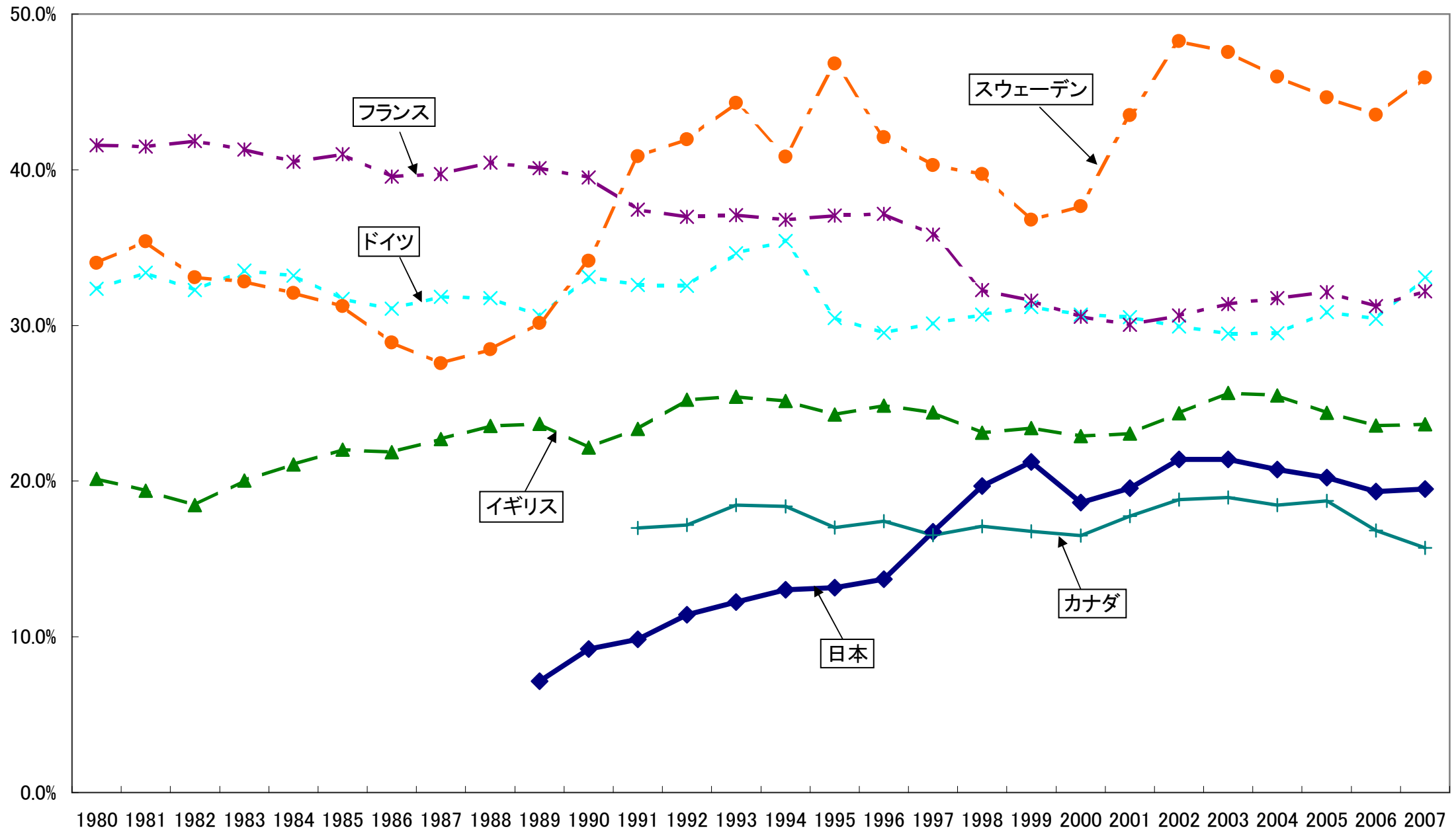
(注) 1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税収はOECD "Revenue Statistics"による。GDPは同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. 税収は国税及び地方税合計の数値である。

主要国における付加価値税の税収の推移(対総税収比)



(注) 1. 日本については、租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、OECD "Revenue Statistics"による。
 3. 国税及び地方税合計の数値である。

主要国における付加価値税(国税)の税収の推移(対国税収入比)



(注)1. 日本については、租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、OECD "Revenue Statistics"による。